安藤誠二 英米法研究

談論アメリカ契約法 第10講

事情変更について(その2)

安藤 誠二

常に変わらず、馬場壮年、千葉青年、土井青年の三人は、相前後して荒井 老年の家に集合した。通された居間の中央にテーブルが準備されていたが、 その上にコンピューターのプリント・アウトらしきものが堆く積まれていた。 ワシントン連邦地裁のトーマス・ペンフィールド・ジャクソン判事がマイク ロソフト独禁法違反訴訟で法律判断(conclusions of law)を下して以降、一ヶ月 強の間にアメリカ各地の新聞に掲載された記事である。型どおりの挨拶が済むと、直ぐ研究会が始まった。

- 荒井(A)「前回はイギリスの古典的判例 3 件を導入部として議論した後、第 2 次中東戦争と第 3 次中東戦争が勃発した際に、スエズ運河が閉鎖されたため、喜望峰航路への迂回を余儀なくされた船舶の事例を綿密に検討しました。」
- 馬場(B)「次には、話の流れから当然に、石油危機(oil crisis)に関連した判例が続くのでしょうね。」
- 千葉(C)「それでしたら、スエズ運河関連の事件と異なり、長期の契約が問題となりそうです。」
- 土井(D)「私が荒井さんから与えられたテーマはアルコアとエセックスの争いです。」
- 馬場「論議の喧しい判例 ですね。著名な経済学者アラン・グリーンスパン (Alan Greenspan)ですら、予測を誤った事情変更として有名です。」
- 千葉「グリースパンと言えば、前回茶飲み話に出た連邦準備制度理事会議長ですね。」
- 土井「アメリカの金融政策を彼に任せて安心していられるか、と揶揄した法律学者もいます。」(笑い)
- 荒井「私から訴訟当事者を簡単に紹介します。アルコアの現社名は Alcoa Inc. ですが、事件当時の社名は Aluminum Company of America でした。世界 32 カ国で事業を展開し、25 の独立経営事業体から成るアルミニュウムの綜合生産会社です。ボーキサイトの採掘から始まり、アルミナ精製、アルミ地金精錬、アルミ加工品の製造・販売まで、一貫して操業しています。最近の業績は特に目覚ましく、1999 年度決算では、売上高 136 億ドル、

純利益 10 億ドルと記録的収益を計上しています。更に 1999 年中の株価 最高値(market cap)が対前年度最高値比で 126%上昇しました。これはダ ウ工業株 30 種の中ではダントツー位の優良会社です。」

- 千葉「ダントツー位は英語で何と表現するのでしょうか?」(笑い)
- 荒井「興味深いのはそれより経営者の姿勢です。同社の営業報告書には『株主の皆様へ』と題して、その冒頭に、"Alcoa ... topped the Dow's 30 companies by a wide margin with a total return for shareholders of 126%."の表現があるのです。」
- 千葉「成る程、"topped others by a wide margin"ですか?」
- 馬場「未だそんなことを言っている。(笑い)要するに、経営者の業績は株価 水準で評価されるのですね。」
- 荒井「実は私も、"a total return for shareholders"が株式の"market cap"を意味していることに、直ぐには気付きませんでした。」
- 千葉「相手のエセックスは?」
- 荒井「訴訟当時の社名は Essex Group Inc.でした。北米最大の電線メーカーです。1998 年に Superior TeleCom Inc.に吸収され、現在の商号は Superior Essex と変わっています。フォード・モデル A のワイア・ハーネスには同社の電線が使われていました。」
- 千葉「モデル A と言えば 1930 年代の車ですから、エセックスの歴史も 70 年以上になる。」
- 荒井「良くご存じですね。(笑い)銅線、アルミ線、外装ケーブルなどを製造し、供給先の用途は産業用電線、建築用電線、通信用電線、磁石用電線など広範囲です。」
- 馬場「売上高や純利益はどの位のものですか?」
- 荒井「シュピーリア・テレコムが証券取引委員会に報告した 1999 年度年次報告(SEC form 10-K)を見ると、売上高が 20 億ドル、純利益が 3 千 7 百万ドルとなっています。」
- 千葉「それは連結決算の数字ですね。」
- 荒井「そうです。シュピーリア・エセックス単独の数字は入手できませんでした。」
- 千葉「入手と言いますと?」
- 荒井「勿論インターネットを介して無償で得られる情報の範囲です。」
- 土井「アルコアとエセックスは、6ヶ月を超える長期間の交渉を経て、アルミナ加工契約を結びました。1967年末のことです。」
- 千葉「アルミナ加工契約とは?」
- 土井「エセックスの供給するアルミナ(alumina)をアルコアがインディアナ州

- ウォリック精錬工場でアルミ地金(molten aluminum)に転換したうえエセックスに返還する契約です。アルミナ加工契約(Molten Metal Agreement)を当事者は有償転換役務契約(Toll Conversion Service Contract)とも呼んでいます。」
- 馬場「製錬工程を経て有償で転換する(toll convert by a smelting process)と言う意味ですね。契約の期間は?」
- 土井「16 年間でしたが、加えて、エセックスには 5 年間契約延長の選択権が与えられていました。エセックスはアルコアに供給するアルミナを、アルコア・オーストラリア(Alcoa of Australia Proprietary Ltd.)から購入し、アルコア汽船(Alcoa Steamship Co.)のアルミ専用船でアメリカまで輸送しました。そして転換後アルコアから受け取るアルミ地金を、エセックスは同じくインディアナ州にある自社工場で、同社が販売シェア増強を計るアルミニュウム電線製品の製造原料に充てました。」
- 千葉「何から何までアルコアなら、何故単純なアルミ地金の売買契約としなかったのでしょうか?」
- 荒井「的確な質問です。(笑い)アルミナを自ら調達して、加工を委託した方が、エセックスにとっては安価なアルミ地金が入手できたのです。」
- 千葉「余り的確な質問であったとも思えない。」(笑い)
- 荒井「落胆することはありません。(笑い)それが将来発生する問題の素地であることは事実です。」
- 馬場「個々の取引には当然危険が伴いますから、危険に見合った利得もある 筈です。ところで、地金加工契約では精錬価格が問題ですね。」
- 土井「精錬価格はアラン・グリーンスパンが過去の原価パターンを勘案して 策定した弾力性のある客観的算式によっています。」
- 千葉「誰がグリーンスパンに頼んだのですか?」
- 土井「アルコアです。しかしエセックスも過去の実績を基に検証を済ませま した。」
- 千葉「弾力性ある客観的算式とは具体的にどの様なものですか?」
- 土井「初年度の精錬価格は地金 1 ポンドあたり 15 セントと決められました。 内訳は需用費(demand charge)と製造費(production charge)に分かれ、前者 が 5 セント、後者が 10 セントです。」
- 千葉「需用費の実体は殆どアルコアの利益でしょう。そこで、製造費が問題 の要となりそうです。」
- 荒井「アルコアの利益については補足が必要ですが、それは後回しにしましょう。」
- 土井「製造費は三つの要素から構成されます。固定要素(fixed component)が4

- セント、労務費外製造原価要素(non-labor production cost component)が3 セント、労務費製造原価要素(labor production cost component)が3セント です。」
- 千葉「確かに合計 15 セントです。初年度の精錬価格については異議ありません。」(笑い)
- 土井「次年度以降の費用は、固定費を別にして、この初年度数値を基準として、変動します。具体的に言えば、需用費はエンジニアリング・ニューズ・レコード誌が発表する『建設工事費 20 都市平均指標』(Construction Cost-20 Cities Average Index)に、労務費外製造原価要素は労働省労働統計局の発表する『工業製品卸売物価指数』(Wholesale Price Index-Industrial Commodities)に、労務費製造原価要素はアルコアのウォリック工場に於ける時間当たり平均労働賃金に、それぞれ直接比例して、季節的に変動させることになっていました。」
- 千葉「一種の伸縮条項(escalation clause)ですね。客観的な基準に連動するのは 良いのですが、この算式に従った精錬価格が不相当に高くなりすぎると、 エセックスは困るでしょう。マーケットでアルミ地金を直接買った方が 有利になる。」
- 馬場「グリースパンですから、その辺に抜かりはないでしょう。」(笑い)
- 土井「どの様な事態が発生しても、エセックスの負担する精錬費用は定期的に公表されるアルミ市場価格の 65%を超えないことが約定されていました。これを 65% 上限額(65% cap)と呼んでいます。」
- 千葉「その他に注目すべき特約はありましたか?」
- 荒井「先ほど千葉君から的確な質問が出されましたが・・・(笑い)それと関連する特約がありましたね。」
- 土井「はい。既に述べたことですが、エセックスはアルコアのオーストラリア子会社からアルミナを購入し、米国までの海上運送にはアルコアの子会社を使っています。そのため一連の関係取引が、一括して、アルミ地金の物品売買契約(contract for the sale of goods)であると判断されると、価格差別を禁じたロビンソン・パットマン連邦法(Robinson-Patman Act)の違反とされる懸念がありました。そこでアルコアとエセックスは別途にサイド・レター協定(Side Letter Agreement)を結び、裁判所がアルミナ加工契約を役務提供契約(contract for the sale of services)ではなく、物品売買契約であると認定したときには、何れの当事者も任意に契約を解除できる趣旨の約定を行いました。」
- 千葉「客観的算式に従えば精錬価格が青天井になり得る危険があることから、 エセックスを護るため 65%上限額の規定があるとして、逆に、精錬価格

が実経費と乖離して不相当に安くなったら、アルコアの立場はどうなるのでしょうか?」

- 荒井「冴えてますね。(笑い)当にそれが本事件で問題となったのです。」
- 馬場「前言を撤回します。」
- 千葉「何のことですか?」(笑い)
- 馬場「グリースパンにも抜かりがあったのです。」(笑い)
- 土井「契約の当初 6 年間については、アルコアの利益は毎年ポンド当たり 4 セントを超えていました。ところが 7 年目以降利益幅は縮小し、9 年目 からアルコアの採算は赤字に転じました。アルコアは 1975 年末までに 2 千 4 百万ドルの累積利益を計上したのですが、1978 年度末の累積利益は 9 百万ドルに落ち込みました。」
- 千葉「この傾向が続けば、残る契約期間内に巨大な損失を被りかねないとアルコアは危惧したのですね。」
- 土井「そうです。残存期間中の損失額は、実費用と指標原価との乖離が 500% にも上るため、7 千 5 百万ドル以上に達するであろうと予測されました。」
- 馬場「その前提として、今後経済変動がない、端的に言えば、指標原価が実 費用を反映すると期待できない事情があるのでしょう。」
- 千葉「グリーンスパン算式の欠陥は何処にあったのですか?」
- 土井「アルミナ精錬に要する主たる費用が労務費を除けば電力費であること に原因があります。卸売物価指数中に占める電力費の比重が比較的小さ いため、電力費の高騰がグリーンスパンの予測を裏切ったのです。」
- 千葉「1973 年の石油危機(Oil Crisis)ですね。石油輸出国機構(O.P.E.C.)の影響力が強化して、原油価格の高騰を招きました。」
- 荒井「アルミ精錬はエネルギー集約的産業(energy-intensive industry)です。現在日本国内でアルミ精錬を行っている企業は皆無と聞いています。なお、燃料価格の騰勢には、大気汚染の規制強化も一因となっています。」
- 馬場「エセックスの方は影響無しですか?」
- 土井「棚からぼた餅です。」
- 千葉「えっ?話が唐突すぎます。」(笑い)
- 荒井「予期せざる幸運が舞い込んだと言うことでしょう。」
- 馬場「ウィンド・フォール(windfall)、つまり風で落ちた果物ですね。」
- 土井「アルコアが損失を計上する一方で、エセックスは棚ぼた的利益を享受したのです。アルミナの購入費、海上運賃、それに地金転換費用を含めて、エセックスはポンド当たり 36.4 セントでアルミ地金を手に入れました。ところが当時のアルミ地金市場価格はポンド当たり 73.3 セントでしたから、エセックスはこれを転売して大きな利得を納めました。」

千葉「アルコアとしても黙っていられませんね。」

土井「勿論アルコアは契約価格条項の改訂を申し入れました。 しかし交渉の 進展がはかばかしくなかったため、アルコアはペンシルバニア州西部地 区連邦地裁に訴えを提起しました。」

千葉「どの様な判決を求めたのですか?」

荒井「時間も来ました。この辺で休憩時間をとりましょう。」

いつもながら荒井夫人心尽くしの茶菓が有り難い。新聞記事のプリント・アウトが知らず知らず溜まるのには理由がある。ウェブ上の多くの新聞が当日のみ無料閲覧が可能で、前日以前の記事は有料のアーカイブに移ること。多くの新聞に、プリント・アウト・ヒアとかプリンター・フレンドリー・ヴァージョンなどのクリックがあり、新聞自体がプリント・アウトを前提としていること。画面上の記事は読む目に疲労が溜まること。等々。これでは何時になってもペーパーレスにならない。程良いところで研究会が再開した。

荒井「勉強再開です。千葉君から質問がでたところでしたね。土井君どうぞ。」 土井「グリーンスパンの労作であるエスカレーション条項を適用せずに、エセックスが精錬実費用を支払うようにと、契約文書の訂正命令 (reformation)をアルコアは求めました。」

馬場「エクウィティー上の救済(equitable remedy)ですね。」

荒井「その他にも訴訟原因は二つあった筈です。一つは、当事者間にはエスカレーション条項を改訂しようとの口頭合意ができているとアルコアは主張しています。この合意が有効であるとの確認判決を求め、加えて口頭合意違反に対する損害賠償を請求しました。もう一つは、先程千葉君から出された的確な質問に関連します。」

千葉「えっ?」(笑い)

馬場「物品売買契約か、役務提供契約かの問題です。」

千葉「うーん。(笑い)判った。サイド・レター協定ですね。」

荒井「アルコアが第三に主張するのは、アルミナ加工契約は形式的には役務 提供契約であっても、諸々の契約を一括すれば、実体はアルミニュウム の売買契約であるとも解釈できることです。そのように考えれば、サイ ド・レター協定によって、何れの当事者も任意に(at will)契約を解約でき ることとなります。」

土井「これに対してエセックスは、アルコアの主張を全て否認するほか、契 約違反を原因とする反訴を提起しました。」

千葉「エセックス側にも何か言い分があったのですか?」

- 土井「アルコアがアルミ地金の引渡数量を 15%削減すると文書で通告したのはアルミナ加工契約の違反であると主張して、契約どおりの履行と、損害の賠償を求めました。」
- 荒井「結論から先に言うと、連邦地裁はアルコアの第二と第三の主張並びに エセックスの反訴を斥けています。ですから、ここではアルコアの主張 する第一の問題に絞って、議論を進めたいと思います。」
- 土井「アルコアは請求の根拠として、相互的錯誤(mutual mistake)、実行困難性(impracticability)、及び契約目的の達成不能(frustration of purpose)の三法理を挙げました。」
- 千葉「錯誤は今回の研究テーマである事情変更に該当しませんから、ここで は論議の必要無しですね。」
- 荒井「そうとも言えません。判決は、最初に論じた相互的錯誤だけで、アルコアの主張を認めています。従って、連邦地裁判事がわざわざ他の二法理について言及する必要はなかった筈です。しかし、金銭的利害が多額に上ること、及び事件が上級審で再審理される可能性の高いことを理由に、実行困難性と契約目的の達成不能についても、判事は踏み込んだ議論を展開しています。判決文が 42 頁の長文になったのもそのためです。千葉君は不満かも知れませんが、判決の順序に従って、先ず相互的錯誤から入りましょう。その方が議論を進めやすい。」
- 馬場「それに錯誤と他の二法理には類似性がありますね。」
- 千葉「別に不満ではありません。(笑い)しかしその類似性とは何ですか?」
- 馬場「錯誤、実行困難性、及び契約目的の達成不能の三法理は、その何れも概念的には、危険の引受け(assumption)と配分(allocation)に関連があります。」
- 荒井「抽象的な概念では理解困難でしょうから・・・(笑い)実例に則して考えてみましょう。土井君どうぞ。」
- 土井「工業製品卸売物価指数がアルコアの労務費外製造原価の客観的指標として適当であると、両当事者が誤って判断したことは、相互的錯誤に該当するとアルコアは主張しました。そしてこの相互的錯誤はアルコアの約束を修正し、または取消すことを可能にするとの説です。これに対してエセックスは、当事者の誤った判断は事実の錯誤ではなく、寧ろ、将来的経済事象に関する錯誤であるから、法的救済に馴染まないと反論しました。」
- 千葉「そもそも、相互的錯誤はどの様に定義付けられるのでしょうか?」
- 馬場「契約法(第二次)リステートメントの 151 項は、『錯誤とは事実と一致 しない確信(belief)である。』 と定義しています。また 152 項には次の規

定があります。『契約の基礎となるべき前提条件に関する両当事者の契約締結時に於ける錯誤が、合意した履行の交換に重大な影響を及ぼすとき、不利益を被る当事者は、斯かる錯誤の危険を・・・引受けた場合を除いて、契約を取消すことができる。』更に同項は、『錯誤が合意した履行の交換に重大な影響を及ぼすか否かを決定する際に、文書訂正命令(reformation)、不当利得返還(restitution)、その他の救済をも考慮すべきである。』と続けています。」

- 千葉「成る程。契約の取消し以外に、文書訂正命令があるのですね。ところで、客観的価格指標算式の実効性に関する本事件の錯誤は、合意された 交換の価値に影響を及ぼす一要因に関する錯誤であることは明らかです ね。」
- 荒井「そのような錯誤について、アーサー・コービンは大著『契約法』の中で、当事者が引受けた危険の特質を考慮すべきだと言っています。即ち、影響要因の重大性に関する判断に加えて、当事者が影響要因が存在するとの確定的引受けを行い、しかも要因に関して危険が存在しないと信じることについて、両者の意思が合致しているか否か、の判断が求められるのです。
- 馬場「その点に関して、判例は一貫しているのでしょうか?」
- 荒井「実は区々なのです。そこでコービンは、重大性と危険引受けに関する 二つの判断が、両者共に、法律問題ではなく事実問題に関するものであ ると言います。従って、判例から経験則(rule of thumb)を導くべきでない と結論付けているようです。」
- 千葉「事実問題であれば、判例が一貫せず、矛盾が存在するように見えるの は必然ですね。」
- 馬場「ところで、契約法の領域で錯誤法理が占める位置は限定されていますね。」
- 千葉「と言いますと?」
- 荒井「一般に、契約は、社会生活の不確実性、特に経済的不確実性の危険を配分する手段として、重要性が認められるのです。契約当事者がこのような不確実性に付随する損害に関し危険配分(allocation of risk)を意図的且つ明白に行ったときは、結果的に生じた損害に対し裁判所が救済を与える余地は殆どありません。」
- 千葉「危険配分が意図的に行われた場合に限られますか?」
- 荒井「いいえ。当事者共通の理解、一般常識、更には法原則から、危険配分の効果が発生する通例的種類の契約もこれに含めて良いでしょう。」
- 馬場「リステートメント 154 項 (一方当事者が錯誤の危険を負担するとき)

- も同趣旨と言えますね。」
- 荒井「このように、錯誤法理には危険引受法理(the doctrine of assumption of the risk)が制限的に働きます。しかしながら、当事者間の危険配分を考えるとき重要なのは、唯一危険引受法理が錯誤法理を制限すると言えないことです。錯誤法理自体に内在する危険配分があるからです。」
- 千葉「論議が抽象的になり過ぎませんか?」(笑い)
- 荒井「尤もです。発言の機会を窺っている土井君にバトン・タッチします。」 (笑い)
- 土井「アルコアは、当事者の目的を達成する指標として工業製品卸売物価指数が適合すると理解したことに、相互的錯誤が存在したと主張しました。これに応えてエセックスは、錯誤が仮に存在したとしても、それは事実の錯誤ではなく、寧ろ、将来の経済状態を予測するうえでの錯誤であると反論しました。」
- 千葉「指数方式を誤って事実と決め込んだか、それとも単なる予測の誤りか、 によって意見が分かれるのですね。」
- 馬場「そこでリステートメント 151 項の『事実』とは何か?が問題となりま す。」
- 土井「コロンビア大学のファーンズワース教授(Prof. Allan Farnsworth)が証言 台に立ちました。」
- 千葉「これは唐突な!(笑い)ファーンズワース教授と言えば第二次リステートメントの報告者です。」
- 馬場「グリースパン教授と言い、ファーンズワース教授と言い、当代一流の 役者が揃った裁判ですね。」(笑い)
- 千葉「二人のアランが揃った。」(笑い)
- 荒井「但し綴りが違います。」(笑い)
- 土井「第二次リステートメントの仮草案では、第一次リステートメント同様に、『現存する事実』(existing fact)と表現され、『事実』が『現存する』 (existing)で修飾されていました。ところがいつの間にかこの修飾語が脱落したのです。」
- 荒井「ファーンズワース教授の証言によれば、アメリカ法律家協会の年次総会で 151 項の錯誤が審議されたときは、『現存する事実』について何も反対 意見が出なかったのです。 しかし翌年の総会で不実表示 (misrepresentation)に関する項が議題に上ったとき、『現存する』の修飾語に異論が出ました。」
- 千葉「不実表示の定義にも『現存する事実』が出てきたのですね。」
- 荒井「そうです。反対意見には十数人の賛成者がいた反面、『現存する』の擁

護者は現れなかったようです。ファーンズワース教授は余り乗り気ではなかったようですが、単なる表現形式の問題と考え、「現存する」を 151 項と不実表示に関する 159 項の本文(black letter)から削除しました。」

- 千葉「少し無責任のような気がします。」(笑い)
- 荒井「しかし、ファーンズワース教授は、『誤った確信は契約締結時に存在する事実に関連しなければならない。将来発生する事象に関する当事者の予測、または判断が、仮に誤っていたとしても、それはここで用語として定義する《錯誤》ではない。』と、注解(comment)で明言しています。」千葉「学説は?」
- 荒井「ウィリストン教授とコービン教授は、この点に関しては意見が一致し、 両者共に、誤った予測は相互的錯誤法理の射程外であると判断している ようです。
- 千葉「そうであれば、アルコアの主張に勝算はない。」
- 馬場「そう言えば、似たような事例が第2巡回区の判例 にあります。土木工事の設計と監督を業とする技術会社の企業買収に関し、売買代価の基礎となる会社収益が予測に反したため、争いとなりました。連邦控訴裁判所は相互的錯誤は存在しないと判断しました。タウシッグ事件判決です。」
- 荒井「タウシッグ事件とアルコア事件には決定的相違があります。前者では、 条件や制限の付かない、無防備の予測に基づく契約が問題となっていま す。当事者は事業内容を熟知していました。而も契約は事業の即時売却 であって、短期に終結します。特に契約上の制限を設けずに、将来の不 確定性の危険を負担することが無分別であったとは思えません。ところ が後者では、長期間の役務契約であるため、危険制限(lisk limitation)の方 策について合意する必要がありました。エセックスは客観的価格算定方 式を求めましたし、アルコアは長期間に亘って費用を賄うと共にポンド 当たり約4セントの利益を確保できる算式を要求したのです。」
- 千葉「確かに、両当事者は工業製品卸売物価指数について過去の実績を綿密 に検証し、グリーンスパン算式が当事者の目的に合致していると想定し ました。」
- 馬場「高額の役務が伴う 21 年間の契約を結ぶに際して、当事者は工夫を凝らして、将来の経済変動から生じる危険を一方的に負担することがないように予防策を講じたのですね。」
- 荒井「価格決定算式が当事者の予期した実効性を持ち得るか否かは、契約締結時に現存した事実問題です。当事者はこの重要な事実を契約締結の時知らず、また知り得べくもなかったと言えます。」
- 千葉「しかし翻って考えると、算式の欠陥を予測できたかも知れず、65%上限

額に相応した下限額を設定しても良かったと言えるのでは?」

- 馬場「なかなか手厳しい。」(笑い)
- 土井「連邦地裁判事は、契約時の事情を勘案すれば、細心を極め且つ洞察力を持つ人でさえ、当事者目的を達成するために、千葉君の言う追加的制限が必要であるとは予見しなかったであろうと言っています。」
- 千葉「起案者が他ならぬグリーンスパンであったことも判断に影響していた のでしょうか?」
- 荒井「それは無いでしょう。」(笑い)
- 千葉「当事者の錯誤が、将来的事象の単なる予測にあると言うより、寧ろ、 事実にあると認定されれば、錯誤法理が適用され、アルコアは裁判上の 救済を受けられるのですね。」
- 荒井「いいえそれで充分とは言えません。救済が得られるためには、錯誤が相互的であること、錯誤が契約の根底にある基礎的前提に関連すること、及び、錯誤が合意された交換取引に過酷な不均衡の原因となることが要件となります。」
- 千葉「相互的錯誤の対語は一方的錯誤(unilateral mistake)ですね。」
- 馬場「後者は前者より司法上の救済を与える基準、つまりハードル、が高く なります。」
- 土井「エセックスは、アルコアの利害には無関心であったため、価格決定算式に内在する実効性の欠陥に関して自らの錯誤は存在せず、問題は一方的錯誤であると主張しました。」
- 荒井「一方当事者の無関心が相互的錯誤を排除するか否かに関しては有名な『アバロウニの薔薇 2 世』事件(the case of Rose 2nd of Abalone)があります。」
- 千葉「その『何とかの薔薇』とは何のことですか?」(笑い)
- 馬場「乳牛の名前でしょう。19 世紀後半に現れたミシガン州最高裁の有名な 判決 です。」
- 荒井「乳牛に交配を試み失敗した所有者が、乳牛は不妊症であると考えて畜牛として売却したのですが、実は乳牛が既に子牛を孕んでいたのです。ところが買主は不知の事実、つまり乳牛が子牛を体内に宿していたこと、には無関心であったと主張して、乳牛の引渡しを求めました。契約代価は畜牛相場の\$80 でしたが、子牛を孕んでいるとすると乳牛の時価は\$750から\$1,000の間になります。」
- 千葉「買主は予期しない利得を納めますね。」
- 荒井「ミシガン州最高裁は、事実に関する相互的錯誤を理由に、売主に契約の取消しを認めました。売主は、相当の注意を払っても、子牛を孕んで

- いる事実をおそらく発見できなかったでしょう。」
- 土井「アルコアは過去 20 年に遡って検証したのですが、工業製品卸売物価指数と関連実費用との乖離は 5%以内に収まりました。」
- 馬場「どのような解釈をしても、500%の乖離は予見不可能と看做しても良いですね。」
- 千葉「話を進めましょう。次の要件は何でしたか?」(笑い)
- 馬場「錯誤が契約の根底にある基礎的前提に関連することでした。」
- 土井「この点に関しては、エセックスも余り熱心には反論していません。」
- 荒井「長期役務契約に於いて、一方当事者に予期せざる過度の利益を与えず、 また他方当事者に予期せざる過度の損失を強いことのないよう案出され た価格決定算式ですから、その実効性は明らかに契約の基礎的前提でし ょうね。エセックスとしても論争の余地がなかったのでしょう。」
- 千葉「残る要件は、錯誤が合意された交換取引に過酷な不均衡を与える原因 となることでした。」
- 馬場「そのとおり。」(笑い)
- 土井「錯誤の結果が契約に重大な影響を及ぼし得ること、及びそれが実際に 交換取引に過酷な不均衡をもたらしたことはエセックスも認めました。」
- 千葉「これもすんなり解決ですね。」
- 荒井「いいえ。そうとも言えないのです。」(笑い)
- 土井「非良心性(unconscionability)の問題があります。」
- 馬場「契約の履行をアルコアに強制することが良心性に悖るかどうかの意味 でしょうが、具体的にはどういうこと?」
- 土井「訴訟が開始した時点でアルコアの累積利益は 9 百万ドルでした。しかしその後の契約残存期間中に 7 千 5 百万ドルの損失が予想されました。」
- 千葉「今までの貯金をはたいても、損失の合計は 6 千万ドルを超えますね。」
- 土井「ところがエセックスの言うのには、アルコアは将来の損失額について 証明を尽くしていません。」
- 馬場「アメリカの裁判所は伝統的に推測的損害金(speculative damages)については賠償を認めていませんね。契約違反訴訟に限らず、不法行為訴訟でも、将来的逸失利益の請求を過度に推測的であると言って斥けた判例は確かに多い。」
- 荒井「それだけでなく、将来的逸失利益を計算する上で基礎となる将来の経済動向についても推測を戒めています。」
- 千葉「それでは八方塞がりです。」(笑い)
- 土井「連邦地裁判事は、将来の経済動向が現状どおり推移するとの予測は法 的に許されると言います。」

- 千葉「しかしインフレは別でしょう。何時かは終息する。」
- 馬場「これは手厳しい。」(笑い)
- 土井「確かにインフレは別です。地裁判事も認めています。」
- 千葉「現状どおりの経済動向が未来永劫続くと断定するのには勇気がいります。(笑い)何か裏付けでもあるのでしょうか?」
- 荒井「話が前後しますが、判決は最終的に契約の取消しではなく、契約文書の訂正命令を行っています。今後も両当事者間の契約は長期間続きます。従って何らかの経済的大変動が起これば、その時点で裁判所に救済を求める余地は何れの当事者にも残されています。その意味では地裁判事の判断は無難と言って良いでしょう。」
- 土井「アルコアは損失が 6 千万ドルを超過することの証明だけでなく、その 損失が裏返してエッセックスの棚ぼた的利益になると主張しています。」
- 千葉「忘れていましたが、それは大きな判断材料です。」(笑い)
- 荒井「それが前回議論したスエズ関連事件(Suez cases)との相違点です。」
- 馬場「予期しない運河封鎖のため、一方当事者の契約履行費用が著しく過大となり、その損害を誰が負担すべきかが問題となりました。しかし、そこでは、損害額に対応する利益が相手方当事者に発生していません。」
- 千葉「しかしスエズ関連事件は契約目的の達成不能でした。今議論している のは錯誤です。同一に論じて良いものでしょうか?」
- 馬場「益々手厳しい。」(笑い)
- 荒井「両法理には類似性がありますから、余り難しく考えないことにしましょう。」(笑い)
- 土井「結局連邦地裁は、現時の経済状態の下で契約履行を強制することは非 良心性に悖ると判断しています。」
- 千葉「未だ何かありそうですね。」(笑い)
- 馬場「今度は慎重ですね。」(笑い)
- 荒井「キリが良さそうです。お茶の準備もできたようですから、一休みしましょう。」

新聞の種類は結構多い。ニュー・ヨーク、ボストン、シカゴ、サン・フランシスコ、ロサンジェルス、サンノゼなど。中でも圧倒的な情報量を誇るのはニュー・ヨーク・タイムズである。毎夕 5 時半を過ぎると、当日の記事概要を伝える E メールが、ニュー・ヨーク・タイムズ社から荒井老年のパソコンに届く。気に入った記事の URL をクリックするとブラウザーが自動的に起動し、記事が画面上に現れる。それぞれの新聞には特徴がある。例えば、イリノイ州とオハイオ州が是正措置案で司法省及び他の 17 州と意見を異にし

たとき、両州の事情を詳しく説明したのは、地元紙のシカゴ・トリビューンのみであった。苺の皿が空になったところで議論が再開した。

- 土井「エセックスが抗弁する危険負担の問題が続きます。」
- 千葉「危険負担と言っても一様ではないと思いますが、本件で問題となった のは何でしょう?」
- 土井「二つあります。第一に、工業製品卸売物価指数が労務費外製造原価の変化に連動しないかも知れぬ危険を、アルコアは明示的または黙示的に引受けたのではないかとの問題です。第二は、将来は不確実であることを充分に認識した上で、当事者は計算付くの賭(calculated gamble)をしたのではないかとの問題です。」
- 千葉「至極尤もな議論と思います。」(笑い)
- 荒井「それも程度問題でしょうね。」
- 馬場「明示的乃至黙示的に危険を引受けたとは、具体的に何を指しているのですか?」
- 土井「一つは、契約文書中に、最高限度額(ceiling)に対応する最低限度額(floor)が存在しないことです。エセックスは自己の危険を回避するため 65%上限額の設定を要求して契約書に規定を置きました。ところが他方、アルコアは自らの危険を避けるため最低限度額を取引上主張しなかったのです。」
- 千葉「ローマの有名な古諺がありましたね。」
- 馬場「『エクスプレッシオ・ユナイアス・エストゥ・エクスクルージオ・オルテリアス』(expressio unius est exclusio alterius.)ですか?」
- 荒井「『或る原則の表現は矛盾する原則の排除を反映する高度の蓋然性がある』 と言う意味ですね。反対解釈の原則です。しかし特定の事例にこの法諺 を適用するときは、表現された事項、表現されない事項、及び表現に至 る背景を綿密に検討する必要があります。」
- 土井「地裁判決によれば、最低限度額の取決めが契約上存在しないことは、 危険発生の蓋然性が稀少であり、且つ危険負担が無制限でないことも明 白であるため、わざわざ協議して文書を起案する必要性もないと当事者 が考えた意味合いに理解できます。」
- 千葉「二つ目は?」
- 荒井「寄席を訪れた気分です。」(笑い)
- 千葉「言い換えます。アルコア側に明示的乃至黙示的危険引受が存在したと 主張するエセックスが挙げる第2の根拠は何でしょう?」
- 土井「価格決定算式はアルコアの委嘱によってグリーンスパン教授が起草し

たことです。」

- 千葉「コントゥラ・プロファレンタム(contra proferentem)の適用ですね。契約 文書は起草者の不利に解釈すべしとの原則です。」
- 荒井「この原則が明快な響きを内包するため、嘗ては、逆行的に裁判所に契約を曲解する口実を与えたことは事実です。しかし現在では、多用途に適合する原則として、整理された形でアメリカ法に定着しています。」
- 馬場「その一つは、他に解釈の方策がないとき指針となる、契約文言の多義性(ambiguity)を解決する原則です。他には?」
- 荒井「強い公益上の要請があるときです。例えば、契約の失効が問題となるとき、厳格な解釈に拠らず、寛大な結果を生み出す補助的手段として用いられます。」
- 土井「私の報告が不要になりました。(笑い)この事件には強い公益上の要請 はなく、また解釈の方策が絶たれた多義性も存在しません。」
- 千葉「今度は間違いなく最後になりそうです。(笑い)危険負担は計算付くの ギャンブルかどうか?」
- 荒井「平易な例を挙げましょう。一つの石が売買されたと仮定します。それがダイアモンドかガラスか、何れともはっきりしません。売買の当事者にも判らないのです。そこで、価格は不確実性を反映して適当に決められました。実際に石がダイアモンドであっても、またはガラスであっても、契約は有効です。これが事実の意識的不知(conscious ignorance)と呼ばれるものです。」
- 馬場「もし当事者双方がガラスと信じていたのに、事実がダイアモンドあれば、意識的不知の問題ではなく、相互的錯誤ですね。」
- 千葉「売主は契約を取消すことができます。」
- 荒井「ところが、重要な事実が真実であると確信することと、重要な事実は知り得ないと確実に認識することは、両極端であって、実世界ではその何れかであることは稀なのです。」
- 千葉「その中間に位置することが一般であると言われているように感じますが、抽象的に過ぎ、どうも良く判らない。」(笑い)
- 荒井「先程のタウシッグ事件判決 を例に取りましょう。当事者は子会社の売買年度に於ける収益が\$200,000であると予測して売買契約を結びました。仮に第3者が、予測に確信が持てるかと問いかければ、売主・買主双方共に、間違いなく、このような予測には常にある程度の不確実が伴うことを認識していると答えるでしょう。要するに予測の意味するところは、収益は\$175,000と\$225,000の間に収まる可能性が濃厚ではあるが、それが\$100,000と\$300,000の間で終わることにも高い蓋然性があると当事者

が信じていることです。しかし更に追求されれば、損失が発生すること すら認めるでしょう。しかし当事者は損失発生を非常に高い確度で起こ り得ぬことと看做しています。」

- 千葉「要は『不確実性の範囲』(range of uncertainty)ですね。」
- 荒井「脇道に逸れますが、証券取引委員会(SEC)も現在では、上場会社の報告書に『不確実性の範囲』を伴う予測数値を含めることを容認しています。 『安全港規定』(safe harbor provisions)の一つです。 」
- 馬場「インディアナ州最高裁の判例にも『不確実性の範囲』を認めたものがあります。判決は、当事者が予測し、危険を負担したと看做し得る通常範囲の錯誤と、救済を与えて然るべき著しい錯誤を、明確に峻別しています。」
- 荒井「要点を纏めてみましょう。正しい問題認識は、単に契約当事者が重要な事実に関する不確実性を意識したか否かではなく、不確実性が指定された範囲内に有効に制限されたと当事者が信じているか否かです。つまり範囲外の結果は高い確度で起こり得ぬこと(highly unlikely)と当事者が看做しているか否かです。」
- 土井「私の報告を続けます。」
- 荒井「済みません。土井君が主役でした。」(笑い)
- 土井「判決はこう言っています。客観的価格指数を利用して、契約から得られる収益の予測に不確実性の制限範囲を導入したと、両当事者は認識していました。起こり得る変動範囲がポンド当たり3 セントを超えないと当事者が予測したのには充分な理由がありました。換言すると、ポンド当たり1 セント以下となる危険、またはポンド当たり7 セント以上となる危険は高い確度で起こり得ぬことと両当事者が看做していたのです。」
- 千葉「当事者は無制限の危険と言うより、寧ろ、綿密に計算された危険を意 識的に引受けていたのですね。」
- 土井「結論として、連邦地裁は、事実の相互的錯誤を根拠に、アルコアが何らかの形式による救済(relief)を求め得るものと判断しました。」
- 千葉「直ぐ救済の形式を決定しないのですか?」
- 土井「地裁判事は、錯誤法理に基づく判断だけで終わることに躊躇しました。」 千葉「ほう?」(笑い)
- 土井「訴額が多額に上ること、及び上級審の審理が繰り返される可能性の高 いことを考えてのことです。」
- 千葉「そう言えば、アルコアは請求の根拠として、相互的錯誤の他に、実行 困難性と契約目的の達成不能を挙げていました」
- 荒井「今日は議論が予想外に長くなった上、事件の結末との関連もあります

から、後段部分の実行困難性と契約目的の達成不能は割愛して、直ちに 救済方式に移りましょう。」

- 千葉「事件の結末とは?」
- 荒井「それは後日談ですから、楽しみに残しましょう。」(笑い)
- 千葉「アルコアの求めた救済は契約文書の訂正命令でしたね。」
- 土井「エセックスはインディアナ州の判例を幾つか引用して 、文書訂正命令 が与えられるのは、錯誤によって当事者合意が反映されない文書に限られると抗弁しました。」
- 馬場「錯誤、実行困難性、契約目的の達成不能などに対して裁判所が与える 救済に関しては、伝統的に三つの原則が認められます。第一は、当事者 間に真の合意が存在しないため、または一方当事者の契約目的達成を不 能とし、または契約履行を困難とする現存事実を両当事者が知らないた め、契約が無効となる(no contract ever arose)場合です。」
- 千葉「当事者間に真の合意が存在しない典型事例は、以前この研究会で詳し く検討したイギリスの古典的判例である帆船ピアレス号事件 ですね。」
- 土井「後者の現存する実行困難性または契約目的の達成不能については、契約法第二次リステートメントのセクション 266 が明解です。」
- 馬場「第二は、契約を取消し得る(voidable)ときです。一例は、既に述べたリステートメントの 152 項 です。この第一と第二の場合には、慣例的に原状回復(restitution)が救済措置となります。不当利得(undue enrichment)を回避するのが目的です。」
- 千葉「第三は契約の訂正ですか?」
- 馬場「そうです。先程『不確実性の範囲』を議論したとき、簡単に言及した インディアナ州最高裁のマクマハン事件判決 が適例です。」
- 千葉「本事件のように、契約期間が長期間に亘るときはどう考えたらよいのでしょうか?」
- 馬場「未履行の契約(executory contract)であれば、原則的には、同様に考えて 良いと思います。」
- 千葉「『原則的には』に強い語気を感じました。(笑い)特別の意味でも?」
- 荒井「問題が多く、必ずしも原則の当てはまらない場合があると言うことで しょう。」(笑い)
- 土井「この事件では問題があります。アルコアに契約の取消しを認めると、 アルミ市況が高騰していますから、アルコアに予期せざる利得が舞い込 みます。他方エセックスからは契約で確保したアルミの長期安定供給を 剥奪することになります。予期せざる利得と損失を単に移転するだけで は真の解決になりません。」

- 荒井「全ての事件が標準的な救済に適しているかどうかは疑問ですね。契約締結の事情、当事者の目的、契約が破綻に瀕した事情など個々の事実を 注意深く吟味する必要があります。」
- 馬場「長期未履行の契約であっても、取消しが唯一賢明な救済であることも あります。勿論、原状回復が伴う場合と伴わない場合もありますが。」
- 千葉「原状回復が伴うのは取消しに遡及効を与える場合であり、伴わないの は遡及効を否定する場合ですね。」
- 馬場「成り行き次第では、契約の履行が経済的に無意味になったり、目的が 失われることもあるのでしょうね。そのような場合に、契約文言を修正 して改訂契約の履行を当事者に強制することは妥当と言えないでしょ う。」
- 千葉「それで、連邦地裁はこの事件をどう把握したのですか?」
- 土井「価格決定算式を破綻に追い込んだ事情を勘案すれば、契約価格条項を 修正する救済方式が、当事者の目的と期待を保護するための最善策であ ると結論付けています。」
- 千葉「不公正を是正する趣旨でしょうが、当然ながら先例はあるのでしょう ね。」
- 荒井「第2巡回区連邦控訴裁判所の有名な判決にパレフ・プロダクス事件 があります。商品の独占的製造・販売に関する長期特許契約に於いて、契約文書中の競争制限特約(negative covenants)に直接抵触しない特異な競争状態が当事者間に発生したとき、裁判所は原告が被告に対して求める競争行為差止め命令を斥ける一方、被告には競争状態から原告が被る損害について補償を求める余地を認めました。契約文書に存在しない新たな競争制限特約を黙示的条項として承認したのです。この裁判所の判断は当事者の意思に基づいていません。事情変更が生じたとき、当事者の現状、期待、及び必要性を基礎に、裁判所が長期契約の相互的利益(mutual benefit)を保護する趣意と言って良いでしょう。」
- 千葉「契約外第三者である裁判所が、恰も当事者の如く振る舞って契約文書 を訂正するのですね。」(笑い)
- 土井「連邦地裁の結論はこうです。価格 A を契約に則って定期的に計算する 上限価格とします。65%上限額です。価格 B は、価格 B1 と価格 B2 の何 れか大なる方とします。B1 は原契約どおりに計算した価格、B2 はアル コアがアルミ地金の転換からポンド当たり 1 セントの利益を上げる価格 です。」
- 千葉「B1 はグリースパン算式に基づく価格ですね。B2 のポンド当たり 1 セントの利益とは何ですか?」

- 馬場「土井君が先程報告したばかりでしょう。」
- 千葉「えっ?(笑い)ああ、当事者の引受けた危険の範囲はポンド当たり 1 セントから 7 セントまでと言う裁判所の認定ですね。」
- 土井「そして、価格 A と価格 B の何れか小なる方が契約残存期間中の転換価格となります。」
- 千葉「回りくどくて混乱しますが、(笑い)簡単に言えば、如何なる事情があっても、アルコアに最小限ポンド当たり1セントの利益を保証しなさい、と言うことですね。グリーンスパン算式や、65%上限額は契約どおりですから。」
- 荒井「土井君お疲れさまでした。」
- 千葉「後日談をお忘れなく。」(笑い)
- 荒井「ああそうでした。連邦地裁判決の後、事件は第 3 巡回区連邦控訴裁判所に係属しましが、口頭弁論終結後判決言渡し前に、アルコアとエセックスは裁判外の和解をしたのです。」
- 千葉「控訴取下げですね。」
- 荒井「そうではない。」
- 千葉「何のことやら、全く見当が付かない。」(笑い)
- 荒井「任意的控訴却下(voluntary dismissal of appeal)を求めて両者共同の申立てをしました。つまり、請求棄却指示付きで原審に差戻す判決文をアルコアとエセックスが共同で起草して、控訴審判事に提出したのです。第3巡回区連邦控訴裁判所がこれを許可した後、連邦地裁のテイテルバウム判事は訴えを棄却しています。」
- 千葉「そうとすれば、この判決の先例としての存在意義も疑わしく、今日我 々が行った延々たる議論も徒労に帰します。」
- 馬場「全てを楽観視する千葉君らしくない。」(笑い)
- 荒井「しかし判決理由は少なくとも法律評論誌掲載の学説論文(law review article)と同程度の先例的価値(secondary authority)はあります。これは皮肉ではなく、第 3 巡回区連邦控訴裁判所が非公式に認めているところです。 」
- 千葉「今日の論議の冒頭で馬場さんが「論議の喧しい判例」と言われました ね。例を聞かせてください。」
- 馬場「この事件で学者の判例批評が集中するのは裁判所が認めた契約訂正命令です。多くの学説から二つ例を挙げます。好意的な論陣を張るのがスパイデル教授、厳しく批判するのがドーソン教授です。」
- 荒井「今日の話題には上らなかったのですが、アルコア判決で連邦地裁判事は、統一商事法典に始まる契約法の『新しい精神』(new spirit)を称揚し

- ています。商事取引では長期契約が重要な役割を占めていますが、その 危険制限に関して、当事者の正当な事業目標、巨大損失発生の危険を回 避する決意、及び当事者合意の核心を保護する救済措置組立ての必要性 に、裁判所は細心の注意を払うべきだと言うのです。」
- 工藤「統一商事法典に見られる『新しい精神』は、契約法第二次リステート メントが随所に受入れていますし、判例を見ても商事法以外の分野で法 典を援用するものが多いようですね。」
- 荒井「好意的であると言ってもスパイデル教授は、契約後の交渉過程に於いて有利な当事者に不適当な行為があったか否かを先ず確認すべきで、その後でなければ、裁判所が定める価格調整を強制すべきでないと言っています。 」
- 馬場「それは事情変更があったとき、当事者に契約更改の義務が存在するか どうかの問題に関連しますね。」
- 千葉「批判論の代表的なものは?」
- 荒井「ドーソン教授はアルコア判決を『広野に孤立する記念碑』(a lonely monument on a bleak landscape)に形容し、未だ履行中の契約に全く異なる実体的条項を指示した唯一のアメリカ判例であると言います。教授によれば、当事者間に存在する多様な、而も屡々両立しない利益を調和させ、また複雑な事業活動を支配し、且つ将来の永続性を確保できる条項を考案する上で、裁判官が関係当事者より優れていると誰が断言できるか?と疑問を投げかけています。」
- 千葉「長期契約に屡々見られる条項に『再協議条項』(renegotiation clause)がありますね。将来の事情変更に備えたものです。」
- 馬場「問題は二つあります。第一は、如何なる条件が充たされれば、再協議が求められるかですし、第二は、再協議が不調となったときの処置です。」
- 荒井「国際商工会議所(The International Chamber of Commerce)が 国際的契約 に於ける『困窮条項』(hardship clause)立案のための指針を出しています。」
- 工藤「馬場さんの挙げる問題をどう解決していますか?」
- 荒井「現契約の均衡(equilibrium)を根底から改変し、そのため契約義務の履行上、一方当事者に過度の負担を強いるような事情が発生し、而もそのような事情発生を当事者が想定していなかったとき、再協議が必要となります。」
- 千葉「第二の問題は?」
- 荒井「幾つかの選択肢があります。例えば、契約を以前のとおり有効に維持することが一案ですし、契約改定を求める当事者が国際商工会議所に調停人の指名を依頼するのも一案です。」

千葉「調停案には従わなければならない?」

荒井「調停に拘束力を与えるのも、単なる参考意見と扱うのも、困窮条項の 定め如何に拠ります。ところで議論が長引き、だいぶ予定時間を超過し たようです。皆さんお疲れさまでした。」

馬場・千葉・工藤(異口同音に)「有り難うございました。」

外国の新聞が即日無料で閲覧できるのは便利である。司法省と 17 州が提出したマイクロソフト 2 分割案 (原告起案の判決文)とその趣意書、マイクロソフト側からの反対請求 (被告起案の判決文)とその趣意書など、何れも長文であるが、新聞社のウェブ・サイトから即時にダウン・ロードできる。IT革命とニュー・エコノミーを反映して各紙のテクノロジー欄も充実しつつある。荒井老人はその他、イギリスのタイムズと FT に毎日目を通している。毎週火曜日のタイムズに載る Law Report は殊更有益である。情報過多に悩む荒井老人に同情しつつ三人は帰途に就いた。微醺を漂わしながら。

Aluminum Co. of America v. Essex Group, Inc., 499 F.Supp. 53 (W.D. Pa. 1980) **§151. Mistake Defined**

A mistake is a belief that is not in accord with the facts. (1978 American Law Institute)

§152. When Mistake of Both Parties Makes a Contract Voidable

- (1) Where a mistake of both parties at the time a contract was made as to a basic assumption on which the contract was made has a material effect on the agreed exchange of performances, the contract is voidable by the adversely affected party unless he bears the risk of the mistake under the rule stated in §154.
- (2) In determining whether the mistake has a material effect on the agreed exchange of performances, account is taken of any relief by way of reformation, restitution, or otherwise. (1978 American Law Institute)
- 3 Corbin on Contracts §605 (1960)

§154. When a Party bears the Risk of a Mistake

A party bears the risk of a mistake when

- (a) the risk is allocated to him by the agreement of the parties, or
- (b) he is aware, at the time the contract is made, that he has only limited knowledge with respect to the facts to which the mistake relates but treats his limited knowledge as sufficient, or
 - (c) the risk is allocated to him by the court on the ground that it is

reasonable in the circumstances to do so. (1978 American Law Institute) Williston on Contracts §1543A. (3rd ed. [Jaeger] 1970), 3 Corbin on Contracts §598 (1960)

Leasco Corporation v. Taussig, 473 F.2d 777 (2nd Cir. 1972);原告会社のLeasco は子会社の土木工事設計監督会社を被告の Taussig に企業譲渡する契約を結んだ。当時 Taussig は子会社の副社長であった。当事者は譲渡年度の会社予想収益\$200,000 を資産化して売買価格を決定した。両当事者は、土木工事設計監督事業が人的特徴を持ち、且つ高度に技術的であるため、危険性の高い事業であり、会社収益が不安定であることを知っていた。それにも拘わらず当事者は危険を制限する条項を設けなかった。実際に、建設工事の設計上の誤りから、\$200,000 の予想収益は\$12,000 の損失に転じた。第 2 巡回区連邦控訴裁判所は相互的錯誤は存在せず、契約を取消し得ないと判断した。当事者が\$200,000 の予想収益を期待していたとしても、予想収益が実現すると確信を持てたわけではない。争点となった事実は予測(prediction)である。判決によれば、重要な事実について疑いがあると理解する両当事者が、予測実現の危険を買主の負担とした事例である。

Sherwood v. Walker, 33 N.W. 919 (Mich. 1887): 乳牛に関する動産回復訴訟 (replevin)である。原告は農場を兼営する銀行家である。被告はアンガス牛 の輸入と牧畜を営んでいた。被告の農場には、種畜として不妊のため乳牛 にならない数頭の純血牛がいた。畜牛購入のため被告の農場を訪れた原告 は『アバロウニの薔薇 2 世』と名付けられた雌牛に注目した。原告は雌牛 が不妊らしく乳牛として不適であると、被告から伝えられたが、気に入り 買取ることとした。長時間の交渉を経て、価格は生体重から 50 ポンドを縮 減値とした重量のポンド当たり 5.5 セントと決まった。もし乳牛として適 性があれば、雌牛の時価は\$750 から\$1,000 であった。その後原告が被告に 代価\$80 を弁済提供し、雌牛の引渡しを求めたが、被告に拒絶された。被 告が引渡しを拒んだ理由は、雌牛が子牛を懐胎していると考えたからであ る。(実際に、その5ヶ月後に雌牛は子牛を出産した。)原告が訴え、動産 回復令状に基づき雌牛の占有を取得した後、令状送達に当たった執行官が 他の農場で雌牛を計量したところ、生体重は 1,420 ポンドであった。(契約 算式によると代価は\$75.35 となる。)被告の抗弁中、主たるものは、牛の体 重計量が終わり代価が確定するまで、牛は引渡されないこと、及び雌牛の 不妊が所有権移転の先行条件(condition precedent)となることである。証拠 に拠れば、両当事者は雌牛が不妊で乳牛とならないと考え、破格の安値で 売買した事実がある。従って、問題は被告に売買契約の取消権を認めるか 否かである。ミシガン州最高裁の多数意見は、売買契約に明白な合意を与

えた当事者であっても、合意が重要な事実(material fact)に関する共通の錯 誤に基づくときは、契約の署名を拒絶でき、また契約書が作成されても、 契約締結が同様錯誤に基づくときは、契約を回避できる、との原則が判例 上確立していると判断して、被告による売買契約の取消しを認めた。ここ で重要な事実とは、売買の目的物、価格、または契約の誘因となる重要な 間接事実である。しかし契約に従い引渡すべき物が交換取引された実体と 相違する錯誤と、相違が、たとえ契約の誘因となったにせよ、ある種の品 質の錯誤に留まるときの区分は容易ではない。そこで多数意見は、錯誤が 全契約の実体(the substance of the whole contract)に関わるとき、いわば物事 の根底に達するとき(going to the root of the matter)と、重要であっても或る 点に留まり、錯誤が全約因の実体(the substance of the whole consideration)に 影響しないとき、を区分する判断基準(英国女王座部判決 Kennedy v. Panama, New Zealand, and Australian Royal Mail Co., Ltd. (1867) L.R. 2 Q.B. 580 に従い)を採用した。乳牛であれば、\$750 の価値を有するものが、不 妊牛であるため\$80 で売買されたのは、当事者の錯誤が契約の全実体にま で及んでいると判断したのである。なお反対意見は、本事案が詐欺防止法 (the statute of frauds)に該当しないこと、及び原告には不妊牛か乳牛かに関 する錯誤は存在しなかったと判断して、所有権移転を認めた。

Leasco Corporation v. Taussig, 473 F.2d 777 (2nd Cir. 1972);判決内容については前述文末脚注 を見よ。

S.E.C. Release No. 3 3-5362, Disclosure of Projections of Future Economic Performance, 38 F.R. 7220 (Mar. 19, 1973); S.E.C. Release No. 33-5592 Disclosure of Projections of Future Economic Performance, 43 F.R. 53250 (Nov. 7 1978)

McMahan v. Terkhorn, 116 N.E. 327 (Ind. App. 1917); 面積が 133 エーカーであると当事者の信じた土地が\$15,000 の価格で売買された。土地引渡し前に行われた鑑定の結果、面積が 104.52 エーカーであると確認され、代価は\$12,000 に更改された。ところが、土地の引渡し完了後に、売主は、鑑定が誤りであって、実面積は 129 エーカーであることを知った。しかし土地引渡しの後、売主が鑑定の誤りを発見する前に、買主は土地の一部を既に第三者に売却し、引渡しを済ませていた。売主は訴訟を提起し、余分に引渡した土地の返還を求めた。裁判所は契約を訂正して(reformed or modified)、買主に対して引渡しを受けた余分の土地に対する代価の支払いを命じた。契約の履行が既に完了した本件では、当事者の公正な期待を保護すると共に、不当利得を回避するために、価格調整(price adjustment)が必要とされた。Citizens Nat'l Bank v. Judy, 43 N.E. 259 (1896); Board of Comm'rs v. Owen, 37

N.E. 602 (1894); Sunman-Dearborn Community Corp. v. Kral-Zepf-Freitag & Associates, 338 N.E.2d 707 (Ind. App. 1975)

Raffles v. Wichelhaus, 159 Eng. Rep. 375 (Ct. Ex. 1864); やさしく学ぶアメリカ契約法(第 5 回)「イギリス契約法の継受(その 2)」海事法研究会誌第 150号(1999年6月号)を見よ。

§ 266. Existing Impracticability or Frustration

- (1) Where, at the time a contract is made, a party's performance under it is impracticable without his fault because of a fact of which he has no reason to know and the non-existence of which is a basic assumption on which the contract is made, no duty to render that performance arises, unless the language or circumstances indicate the contrary.
- (2) Where, at the time a contract is made, a party's principal purpose is substantially frustrated without his fault by a fact of which he has no reason to know and the non-existence of which is a basic assumption on which the contract is made, no duty of that party to render performance arises, unless the language or circumstances indicate the contrary. (1978 American Law Institute)

§152. When Mistake of Both Parties Makes a Contract Voidable;前出文末脚注 を見よ。

McMahan v. Terkhorn, 116 N.E. 327 (Ind. App. 1917); 判決内容については前出文末脚注 を見よ。

Parev Products Co. v. I. Rokeach & Sons, Inc., 124 F.2d 147 (2nd Cir. 1941); 原告はココナッツ油から精製した調理用油シュマルツの製法特許権者であ る。シュマルツは肉類と乳製品の調理に用いられ、ユダヤ教の戒律に沿っ たものであった。被告は主としてユダヤ教正統派信者を顧客に抱え、食材 と洗剤を大規模に販売する業者である。原告は被告にシュマルツの独占的 製造・販売権を与え、見返りにシュマルツ売上高に対し一定割合の特許権 使用料を受取る契約を結んだ。契約期間は25年間であるが、被告には更に 25 年間の期間延長選択権が与えられた。しかし被告には、シュマルツの製 法が公知のものとなったときは何時でも無償で、契約調印後 2 年間は\$100 を支払えば理由なくとも、また2年経過後は\$500を支払えば理由なくとも、 契約を一方的に解約する権限が与えられていた。契約には競争制限特約条 項があり、原告は契約期間中シュマルツ類似製品の製造・販売を行わない こと、被告は契約終了後シュマルツまたは類似製品の製造・販売に携わら ないことが定められていた。被告は製品の販売にシュマルツの名を用いず、 ニャファットを製品名とした。最初の 15 年間は、ニャファットの売上げは 好調で、支払われた特許権使用料の総額に原告の不満はなかった。ところ

が、その後、被告は綿実油を原料とする半固体製品キアの販売を開始した。 キアはシュマルツの類似製品でないため、被告はキア売上げに対しては、 当然のことながら、原告に特許権使用料を支払わなかった。ニャファット の売上げが急激に減少したため、原告は被告が特許権使用料支払い義務を 回避するためキアの販売を開始したと主張し、被告のキア販売を差止める 命令を求めて訴えを提起した。これに対して被告は、綿実油を原料とする 新たな競争製品クリスコが市場に参入し、ニャファットの顧客層を侵蝕し ただけでなく、全米的な価格競争に突入したため、クリスコ類似商品であ るキアを同一価格帯で販売せざるを得なかった事情を説き、差止め命令請 求の不当性を唱えた。原告の請求する差止め命令の可否は、詰まるところ、 裁判所が別途の競争制限条項を契約上含意される黙示的特約と看做すか否 かに関連した。第2巡回区連邦控訴裁判所は、黙示的特約の含意について 判例を概観すると、これを当事者意思から明確に解釈できる場合に限る見 解、当事者意思と「衡平と正義」の組合わせに依拠する見解、及び当事者 意思を無視して専らエクウィティー上の原則に根拠を求める見解とに別れ、 混乱していることを認めつつ、この混乱の原因が真実に抵抗する裁判所の 姿勢にあると喝破している。裁判所が事情に応じ必要且つ適切と考えれば、 契約を可成りの程度まで「書き換える」(remaking)ことは公然の秘密であ る。その際「当事者意思」は法理を結果と調和させる格好の慣用表現であ ると判決は言う。結局第 2 巡回区連邦控訴裁判所は、原告の求める被告の キア販売差止め命令を却下する一方、キアの市場参入により縮減したニャ ファットの売上げに関して損害賠償請求権が発生するものと判断した。こ の請求権を認めたことは、別の意味に於ける競争制限特約を裁判所が黙示 的に含意したことになる。

John D. Wladis, Impracticability as Risk Allocation: The Effect of Changed Circumstances upon Contract Obligations For The Sale of Goods, 22 Ga. L. Rev. 503, 586 n.333 (1988))

Richard Speidel, Court-Imposed Price Adjustment Under Long-Term Supply Contracts, 76 Nw.U.L. Rev. 369 (1981); Richard Speidel, The New Spirit of Contract, 2 J.L. & Com. 193 (1983)

John Dawson, Judicial Revision of Frustrated Contracts: The United States, 64 B.U.L. Rev. 1 (1984)

- (註)初出:「海事法研究会誌」(第 156 号)「やさしく学ぶアメリカ契約法 第 10 回 」2000.6.1 (社)日本海運集会所
- © Copyright 2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved